（前のページより続き）

○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（**法務**一二）　二五五

○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令（**財務**一三）　二五八

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二九）　二六一

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**三〇）　二六二

○畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一一）　二六六

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二）　二六七

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　二七一

○中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一九）　二七五

○黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令（**同**二〇）　二八一

○建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**二〇）　二八三

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**九）　二八四

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇）　二九一

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**七）　二九一

〔規　則〕

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（**公害等調整委**一）　二九六

○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（**同**二）　三〇一

〔告　示〕

○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三〇六

○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**同**二）　三〇七

○銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁**二四）　三〇八

○信用金庫法施行規則第百八条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**二五）　三〇九

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**二六）　三〇九

○不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件の一部を改正する件（**同**二七）　三一〇

○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（**同**二八）　三一〇

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**同**二九）　三一〇

○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**三〇）　三一一

○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件（**同**三一）　三一一

○金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（**同**三二）　三一二

○金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**三三）　三一三

○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）　三一四

○労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　三一五

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**三）　三一五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**四）　三一六

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**五）　三一六

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**九七）　三一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**九八）　三一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**九九）　三一六